

# 中野区地域猫共生推進員制度事業実施の手引き

## 目 次

	(頁)
1 趣旨	2
2 中野区地域猫共生推進員	2
3 区の支援	2
4 登録から活動開始までの流れ	3
5 活動開始にあたって	4
6 活動の心構え	5
7 不妊去勢手術等の手続きの流れ	6
8 年度末の活動報告及び登録更新	7
9 登録内容の変更	8
10 資格喪失	8
11 登録抹消	8
12 様式	9
13 譲渡活動について	10
14 その他	11

## 1 趣旨

この手引きは、中野区飼い主のいない猫対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づいて、中野区地域猫共生推進員が地域猫活動に取り組むことで地域における生活環境の向上を図り、人と猫とが共生する地域づくりを目指すことを目的とする。

## 2 中野区地域猫共生推進員

中野区内においてガイドラインに基づく地域猫活動(以下「活動」という。)を行っている者または行う予定の者のうち、下記に掲げる要件を満たす者を、中野区地域猫共生推進員(以下「共生推進員」という。)として登録する。

登録期間は認定日から同年度末の3月31日までとし、翌年度も引き続き活動を行う場合は更新の手続きをする必要がある。

### 【登録の要件】

- (1) 区の目的等に賛同し、区とともにガイドラインに基づいて対策を推進すること。
- (2) 中野区内の特定地域において活動を行うこと。
- (3) 中野区に在住している成人(18歳以上)であること。
- (4) 地域住民の理解を得るように努力し、地域の理解を得たうえで活動すること。

## 3 区の支援

区は共生推進員の活動に対し、下記について支援する。

### (1) 共生推進員が保護した飼い主のいない猫にかかる手術代等

ただし、支援の対象となるのは、要件を満たす場合であり、手術代等の費用は一時立て替え払いとし、申請及び請求は共生推進員が行うものとする。

- ・ 飼い主のいない猫を対象とした不妊去勢手術及びこれに伴う手術済識別措置の実施  
オス：上限 10,000 円 ／ メス：上限 20,000 円(妊娠中も含む)
- ・ 三種混合ワクチン接種または抗体検査(手術時どちらか一方を選択可能)  
1頭あたりの上限 5,000円

※ 助成金請求時に動物病院が発行した領収書が必要になりますので、忘れずに受け取ってください。

### 【要件】

- ・ 手術対象の猫は、活動地域内の飼い主のいない猫であり、あらかじめ共生推進員が区に申請している猫であること
  - ・ 手術は区が指定した協力動物病院により行われるものであること。  
→協力動物病院の一覧は登録認定後、お示します。
  - ・ 手術に際しては、共生推進員が自ら動物病院に対象の猫を持参すること
- (2) 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施す際の捕獲、保護、運搬に使用するケージの貸与
- ・ 中野区保健所にて貸出し(別途申請書あり)
- (3) 活動に伴うポスター及びチラシの配付
- (4) 手術に伴う移送費【動物病院への往復に限る】  
上限2,500円 (領収書の提出が必要)

## 4 登録から活動開始までの流れ

1 電子申請(LoGo フォーム)もしくは紙面にて申請を行う。

第1回目の申請のみ申請期限が2/15と異なりますが、1回目の申請以降の締め切りは、偶数月(4月、6月、8月、10月、12月)の月末です。

申請時期によって活動開始日が異なります。(申請した月の2か月後からです)

電子申請の詳細については、区ホームページをご確認ください。

【紙面による申請の場合】

以下の書類を区へ提出してください。

- ・中野区地域猫共生推進員登録申請書
- ・中野区地域猫活動対象猫一覧表 ※活動地域ごとに作成
- ・活動地域図(様式自由)
- ・推進員証に貼付するための顔写真 (サイズ:40mm×30mm)



### 2 申請内容の審査

申請書等の内容を確認し、審査を行う。

認定した場合、活動地域の町会長へ活動開始の報告



### 3 認定・不認定の決定

(1)登録が認定された場合、下記が交付される。

- ・中野区地域猫共生推進員登録認定通知書
- ・中野区地域猫活動対象猫一覧表(管理番号が付番されたもの)
- ・中野区地域猫共生推進員証
- ・地域猫活動用腕章
- ・協力動物病院一覧、区内交番一覧

(2) 登録が認定されなかった場合、下記が交付される。

- ・中野区地域猫共生推進員不認定通知書



### 4 活動開始

活動する際は、近隣住民とのトラブル防止のため「中野区地域猫共生推進員証」を携帯し、「地域猫活動用腕章」を着用してください。

## 5 活動開始にあたって

### (1)活動区域内に活動開始を周知

→区で作成しているチラシを使用し、活動地域内に活動開始を周知する。

～活動を円滑に進めるために～

活動の中心区域では、できるだけ戸別訪問をして、活動周知をしてください。

戸別訪問することで、地域で起きている猫に関する問題を把握でき、活動を円滑に進めることができます。

特に、猫で困っている家(猫よけのペットボトルが置いてある等)と、猫にエサを与えていたり(またはその可能性がある)家は、優先して訪問します。

地域の人は大きく4つに分けられます。

- ① 飼い主のいない猫を迷惑に思っている方
- ② エサを与えていたり(こっそりあげている人もいる)
- ③ 飼い主のいない猫をかわいそうに思っている方
- ④ 無関心な人

※ ①の人から被害状況などを丁寧に聞き、飼い主のいない猫対策であることを説明し、野良猫を減らす活動であることを理解してもらうことが成功の秘訣。

※ ②③の人は協力者になってくれることが多いです。

※ 活動地域を管轄する交番にも活動開始にあたり、周知をお願いします。

### (2)区域内の猫の状況を把握

猫の頭数、種類、手術の有無、外飼い猫の状況 などを把握します。

※ 上記②のエサやり者に確認するのが最も効率的です。

### (3)区域内のすべての猫に不妊去勢手術

手術しなければ猫が増えてしまうので、活動には不妊去勢手術が必要です。

※ 不妊去勢手術をするために猫を捕獲する場合、近隣住民及び交番に事前周知・実績報告を行ってください。周知の際は、区で作成しているチラシをご利用ください。

### (4)猫トイレの設置もしくは排泄場所の把握

周辺住民の理解が得られた際は猫トイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。

トイレが設置できない場合でも、猫が排泄している場所を把握し、周辺は定期的にパトロールを行い、排泄物は速やかに片づけ、常に清潔な状態を保ちましょう。

## 6 活動の心構え

### ① 「愛護」は胸に秘めて

地域猫活動は、「猫愛護家の特殊な活動」ではなく、「地域を良くするための区民の活動」であることを、地域の方に理解してもらうことが大切です。

「動物愛護」も大切ですが、地域の方々の日常生活も大切です。猫の愛護に偏った考え方を押し付けてしまうと、地域住民(特に猫被害に遭っている方)の理解を得ることができません。地域住民に共感し、地域住民の生活に配慮することが、活動を成功させるポイントです。

### ② 地域から信頼されるように

地域猫活動は、正しく活動をすれば、地域住民のためにも猫のためにもなる活動です。活動に自信を持ちつつ、謙虚に、良識的に活動してください。

ボランティアが地域から信頼されるようになると、自然と猫も地域から愛されるようになります。逆に、ボランティアが地域で嫌われると、猫が責められることになってしまいます。

### ③ 感情的にならず冷静に対応を

活動をしていると、地域の方にさまざまな苦情や要望を言われることもあります。そのようなときに、相手方に言い返してしまうと、感情的にこじれてしまい、活動の継続が困難になります。相手の気持ちを害さないように十分に注意してください。

苦情を言われたときは、まず丁寧に相手の話を聞き、相手が落ち着いてきたところで、活動についてわかりやすく説明(区の方針に従った活動であり、ただの「エサやり」ではないこと。手術をすることで猫をこれ以上増やさないようにし、地域の環境改善を目的とした活動であること等)し、猫の問題を解決するには現状この方法しかないことを優しく伝えてください。

相手が感情的になってしまい全く話ができないようなときは、保健所の連絡先を告げ、その場をやり過ごしてください。保健所の連絡先を告げたときは、できるだけ早く、区担当に状況をお知らせください。

### ④ ボランティア同士の関係について

区としては、基本的な活動内容が地域猫活動の考え方(ガイドライン)に沿っているならば、それ以外については、ボランティアの皆さんに自由に活動していただきたいと考えています。他のボランティアの活動方法や考え方が自分と異なっていても、相手のことを否定するような言動は慎んでください。もし、他のボランティアの活動が、区の方針に反していると感じたならば区が対応しますので、区担当にご連絡ください。

## 7 不妊去勢手術等の手続きの流れ

(1) 不妊去勢手術等の支援を希望する場合、申請書一式を区に提出する。※電子申請未対応

- ・ 中野区地域猫不妊・去勢手術等実施申請書
- ・ 中野区地域猫活動対象猫一覧表

※ 共生推進員登録申請と同時に手術等の実施申請をする場合は提出不要



(2) 区は申請内容を審査し、適正な場合は下記の手術実施承認書を共生推進員へ交付

- ・ 中野区地域猫不妊・去勢手術等実施承認書(以下、「不妊・去勢手術等実施承認書」)
- ・ 中野区地域猫不妊・去勢手術等完了証明書(以下、「完了証明書」)

※ 承認書の期限は、年度ごとに承認日から3月31日まで



(3) 手術の依頼

### 【手術の注意点・同意事項】

#### 1 猫の搬入から手術まで

- ① 病院内での猫の逃亡等の事故を防ぐため、猫の搬入方法については、事前に手術予定の動物病院の獣医師と相談し、その指示に従ってください。
- ② 手術する病院には、共生推進員自身が猫を搬入してください。
- ③ 猫を搬入したら、獣医師に下記の書類を提示、提出してください。

#### 【提示物】

- ・ 中野区地域猫共生推進員証
- ・ 不妊・去勢手術等実施承認書

#### 【提出物】

- ・ 完了証明書

※ 猫を搬入する共生推進員は、搬入前に「申請者」および「手術実施猫」の欄を記載してから提出のこと。

#### 2 手術終了後

手術済の猫は区の地域猫対策として、手術された猫であることがわかるよう獣医師によって、耳の先端を小さくV字にカットすることとします。

#### 3 手術に際しての事故など

- ① 手術に際し、猫がケージ等から脱出し病院内を逃げ回る等、不測の事態が生じた場合は、人や施設に危害が及ぼないよう、獣医師の指示に従って、猫を病院外に逃がすなど適切な措置を速やかに講じてください。
- ② 手術対象猫によって、獣医師の病院関係者、病院内にいた第三者、病院施設・設備等に損害が生じた場合、その猫の手術を依頼した共生推進員が責任を負うことがあります。

#### 4 その他

- ① 不妊去勢手術等により生じた問題に関しては、手術を行った獣医師と共生推進員との間で処理するものとします。
- ② 共生推進員は活動地域で直接関わっている猫以外の猫を手術することはできません。
- ③ 搬入された猫について、手術が困難であると獣医師が判断した場合、手術を行わないことがあります。
- ④ 通常の手術によって生じた猫の身体上の問題について、区および獣医師は責任を負いません。

## 5 手術費等の助成申請

- ① 獣医師より完了証明書を受け取り、手術にかかった費用を一時立て替え払いにて支払います。その際、領収書も忘れずに受け取ってください。
- ② 助成金申請書類一式を区に提出する。※電子申請未対応
  - ・完了証明書
  - ・手術費用が明記された領収書
  - ・中野区地域猫不妊・去勢手術費等助成金交付申請書
- ③ 区は申請内容を審査し、適正な場合は決定通知書を共生推進員に交付、助成金請求書および支払金口座振替依頼書を送付
  - ・中野区地域猫不妊・去勢手術費等助成金交付決定通知書
  - ・中野区地域猫不妊・去勢手術費等助成金交付請求書(添付書類:支払金口座振替依頼書)
- ④ 申請者は助成金交付請求書に支払金口座振替依頼書を添えて区に提出

## 8 年度末の活動報告及び登録更新

- 1 更新する場合は、電子申請(LoGo フォーム)もしくは紙面で活動報告書及び更新申請書を提出する。  
翌年度の共生推進員募集時期になりましたら、案内をお送りしますので、手続きをしてください。  
電子申請以外(紙面)で更新申請の手続きをする場合は、下記の書類を提出してください。
  - ・中野区地域猫活動対象猫一覧表【活動地域における最新の情報を反映させたもの】
  - ・中野区地域猫活動報告書
  - ・中野区地域猫共生推進員更新申請書
- 2 更新しない場合は、下記を区へ提出及び返却する。
  - ・中野区地域猫活動報告書
  - ・中野区地域猫共生推進員証
  - ・地域猫活動用腕章
  - ・貸出中の猫捕獲用ケージ

### 2 登録の更新をした場合

- (1) 更新が認定された場合、下記が交付される。
  - ・中野区地域猫共生推進員更新認定通知書
  - ・中野区地域猫活動対象猫一覧表(管理番号が付番されたもの)
  - ・中野区地域猫共生推進員証
- (2) 更新が認定されなかった場合、下記が交付される。
  - ・中野区地域猫共生推進員不認定通知書

## 9 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合、「中野区地域猫共生推進員登録事項変更届」の他に、変更事由にあわせて、下記の書類を区に提出する。※電子申請未対応

### ①【活動対象猫の追加】

- ・ 地域猫活動対象猫一覧表

### ②【活動地域に関する変更】

地域を追加/変更の場合 ⇒ ①【活動対象猫の追加】の場合と同じ書類

地域を削除する場合 ⇒ 追加書類なし

### ③【その他の変更】(申請者の連絡先等の変更)

追加書類なし

## 10 資格喪失

登録要件に該当しないこととなった場合、下記申請書を区に提出する。※電子申請未対応

例)区外へ転居する、飼い主のいない猫活動の継続が困難になってしまった 等

- ・ 中野区地域猫共生推進員資格喪失届

## 11 登録抹消

1 共生推進員が下記事項に該当した場合、区長は共生推進員へ「中野区地域猫共生推進員登録抹消通知書」を交付し、登録を抹消することができる。

- (1) 共生推進員が、登録要件に該当しないこととなった場合
- (2) 共生推進員が、本要領の定めに逸脱する活動を行った場合
- (3) 共生推進員が、虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- (4) 共生推進員が、資格喪失届を提出した場合
- (5) その他、当該共生推進員の活動が、人と猫とが共生する地域づくりを進める上で支障があると認められる場合

2 登録抹消通知書を交付された共生推進員は、下記を速やかに区に返却する。

- ・ 中野区地域猫共生推進員証
- ・ 地域猫活動用腕章
- ・ 地域猫不妊・去勢手術等実施承認書(手術未実施の場合)
- ・ 貸し出し中の猫捕獲用ケージ

## 12 様式

- 第1号様式 中野区地域猫共生推進員登録申請書
- 第2号様式 中野区地域猫活動対象猫一覧表
- 第3号様式 中野区地域猫共生推進員登録認定通知書
- 第4号様式 中野区地域猫共生推進員証
- 第5号様式 中野区地域猫共生推進員不認定通知書
- 第6号様式 中野区地域猫共生推進員更新申請書
- 第7号様式 中野区地域猫共生推進員更新認定通知書
- 第8号様式 中野区地域猫共生推進員更新不認定通知書
- 第9号様式 中野区地域猫活動報告書
- 第10号様式 中野区地域猫共生推進員登録事項変更届
- 第11号様式 中野区地域猫共生推進員資格喪失届
- 第12号様式 中野区地域猫共生推進員登録抹消通知書
- 第13号様式 中野区地域猫不妊・去勢手術等実施申請書
- 第14号様式 中野区地域猫不妊・去勢手術等実施承認書
- 第15号様式 中野区地域猫不妊・去勢手術等完了証明書

## 13 謾渡活動について

猫の譕渡活動は、中野区の「地域猫活動」には位置付けられていません。

猫を譏渡するためには、以下のように、大変な手間とお金がかかります。

●成長した猫、人慣れしていない猫、病気の心配のある猫は、引き取り手がなかなか見つかりません。

人慣れしていない猫は、まずボランティアが家で飼って丁寧に世話をし、人に慣れさせなければなりません。これには、場合によっては数ヶ月を要することもあります。

また、病気のある猫は、動物病院に連れて行き、全身の健康チェックをし、病気が見つかれば(野良猫は病気を持っていることが多いです)、治療もしなければなりません。さらに、譏渡先を見つけやすくするためには、ノミ取りや各種ワクチン接種も必要です。これらの費用は、不妊去勢手術をするよりもかなり高額になります。

●譏渡先が本当に猫を大切にしてくれるか、慎重に見極める必要があります。

譏渡した猫に大きな病気があった等の言いがかりをつけて高額な賠償金を求められる場合や、虐待目的で猫を引き取る者もいます。そこまで悪質でなくても、譏渡先がいいかげんな気持ちで引き取ったために、苦労して譏渡した猫が逃げてしまった、という例や、「やっぱり飼えないので返します」などと言われる例はとても多いです。

譏渡の際は、必ず先方の家まで猫を連れて行き、生活環境を確認することが必要です。先方との間で、飼い方や費用負担等の誓約書を取り交わしていることが多いです。

●どれだけ苦労しても譏渡先が決まらない猫が生じます。

この場合、もはや外に戻すことができませんので、ボランティアの飼い猫とせざるを得なくなるというリスクがあります。譏渡活動を続けた結果として、家で多頭飼育をしている方もいます。

上記のとおり、1頭の猫を譏渡するためには、多大な手間とお金を要します。

言い換れば、1頭の猫を幸せにするために手間とお金をかける分、他の猫たちの去勢・不妊手術に手が回らなくなるということです。

①不幸な猫を生ませないこと、②そのことによって地域の環境を改善していくこと、この2点が地域猫活動の大きな柱であることを考えると、1頭でも多く不妊去勢手術を進めることが猫にも人にも大切です。

さらに、猫の譏渡をすると、猫が目の前から即座にいなくなるので地域の方は喜びますが、地域の方の猫問題に関する意識が向上しません。今後同じようなことが地域で生じたときに、「あの人に引き取ってもらえばいい」という安易な方向に話が流れます。

つまり、「地域猫活動」の最も重要な基本理念である「地域の方と問題意識を共有する」ことが失われてしまいます。

地域猫活動は、地域社会の意識改革にもつながる活動です。長期的視点に立ち、猫問題の当事者である地域の方々に、猫が生まれると大変だということを、自分自身の問題として考えていただく必要があるのです。

地域で子猫が生まれてしまった場合、場合によっては飼い主を見つけてあげようとお考えになることもあると思いますが、前述の理由により区としては譲渡に関与できません。ボランティアの自主的な活動の中で、ご自身の責任において、本来の地域猫活動に支障のない範囲内の譲渡活動としてください。

## 14 その他

- (1)本手引きは、令和8年4月1日から適用する。
- (2)本事業に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

## 各種連絡先

- 中野区保健所 生活衛生課 TEL:03-3382-6662

※猫の捕獲等でお困りの場合は、生活衛生課にご連絡いただければ中野区在住の東京都動物愛護推進員をご紹介いたします。

- 東京都動物愛護相談センター TEL:03-3302-3507
- 中野警察署 TEL:03-5925-0110
- 野方警察署 TEL:03-3386-0110

## 動物の死体の引取り・火葬

動物の死体の処理は、飼い主がいる場合は、原則として民間のペット葬祭業者に依頼していただくことになります。しかし、事情により止むを得ない場合は、区の清掃事務所が引取り、専門業者に委託して、他の動物死体と一緒に合同火葬を行っています。

料金は、飼い犬・飼い猫の場合は3,000円、飼い主がいない場合は無料。

中野区清掃事務所 TEL:03-3387-5353

※ 受入れ可能なのは25kg未満の動物です。

※ 合同火葬なので遺骨は戻ってきません。

※ 原則として玄関での引き渡しとなります。

(屋根の上で死んでいるので取ってほしい、等の要望には、基本的に応じられません。)。

中野区保健所 生活衛生課 衛生環境係

TEL:03-3382-6662

FAX:03-3382-6667

メールアドレス:seikatueisei@city.tokyo-nakano.lg.jp

事業の詳細は、中野区のホームページをご確認ください→

